

## 令和4年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月13日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
  - 報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
  - 報告第 2号 令和3年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
  - 報告第 3号 令和3年度氷川町事故繰越し繰越計算書（下水道事業特別会計）について
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 9 議案第25号 氷川町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第26号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第27号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第28号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第13 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第30号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

### 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	清田一敏
5番	長尾憲二郎	6番	吉川義雄
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	松田達之
11番	片山裕治	12番	米村洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	岩本博美
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	山本昭義
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、上田健一君、10番、松田達之君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの5日間としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月17日までの5日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願陳情等は、お手元に配りました請願陳情等一覧表のとおりです。この1件は資料を配付します。

次に、例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書が議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、令和4年4月21日に、熊本県町村議会議長会、県当局等の要望活動が熊本市で開催され、片山副議長が出席しましたので報告します。

次に、令和4年5月13日に、熊本県町村議会議長会の理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、令和4年5月30日に、全国町村議会議長会議長副議長研修会が東京で開催され、また、31日に、県関係国会議員への要望が行われ、それぞれ議長、副議長が出席しましたので報告します。

次に、令和4年6月6日に、政府要望として、町長及び議員11名で、金子総務大臣へ要望書を提出してまいりましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

報告第 2号 令和3年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

報告第 3号 令和3年度氷川町事故繰越し繰越計算書（下水道事業特別会計）  
について

日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について

日程第 8 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について

日程第 9 議案第25号 氷川町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす  
条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第26号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第27号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第2号）につ  
いて

日程第12 議案第28号 熊本県市町村総合事務組規約の一部変更について

日程第13 議案第29号 工事請負契約の締結について

日程第14 議案第30号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第3号）につ  
いて

日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第4、報告第1号、有限会社まちづくり振興会の経営  
報告についてから、日程第16、諮問第2号、人権擁護委員候補の推薦につい  
てまでを、一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。町長藤本一臣君。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（米村 洋君） 日程第4、行政報告について、町長から発言の申出がありま  
した。これを許します。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。若鮎踊る初夏の季節を迎え、  
議員各位には日々、ご活躍のこととお喜びを申し上げます。また、日頃より町  
政の運営にあたりましては、深いご理解とご協力をいただいております。心  
より感謝とお礼を申し上げます。

6月6日に実施いたしました、政府要望活動につきましては、大変お世話になりました。熊本県選出の国会議員の先生方へ、直接、要望の趣旨を伝えることが出来、また、総務省、総務大臣室における金子総務大臣への要望及び意見交換も、大変有意義だったと感じております。今後とも、相互に情報を共有しながら、課題解決に向け、取り組んでいければと考えております。

6月2日に、熊本県町村会から、ウクライナ人道支援として支援金2,000万円を、評議員の皆さまと一緒に、東京都西麻布にありますウクライナ大使館へお届けいたしました。大使との懇談の中で、今回の支援に心から感謝の意を示されるとともに、「食料供給国として農産物の輸出国であったウクライナが、今回の侵略により国土が破壊され、食料供給もままならず、食糧輸入国になるかと思うと残念」と、涙ながらに話をされる姿が印象的でありました。食料の大切さを改めて痛感させられる訪問でございました。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数は減少しているものの、日々、感染が確認されており、予断を許さない状況が続いております。今後も、感染予防に心がけ生活をするとともに、冷え込んだ地域経済の活性化に向けた取組を進めていかなければならないと考えております。

新型コロナウイルス感染症関連対策につきましては、感染予防ワクチンの3回接種につきましては、75パーセントの接種率でございます。なかなかこれからは伸びていかないのが現状でございます。また、4回目のワクチン接種対象者への案内通知につきましては、3回目の接種から5カ月を経過した対象者へ順次発送を行っているところであります。

第3回目の発行となります、氷川町元気に頑張る券、町民1人5,000円の商品券につきましては、7月1日からの利用開始に向け、先々週の金曜日の6月6日に、郵便局へ送致いたしました。今月中には、全世帯に届くものと考えております。

地区公民館用感染予防機械器具、空気清浄機の無償貸与につきましては、今月22日に入札の予定でありまして、できるだけ早い時期に対応できればと考えております。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、1世帯当たり10万円につきましては、対象世帯が判明いたしましたので、今回の補正予算第3号で提案しているところでございます。

世界の情勢不安を背景に、原油や穀物等の価格が高い水準で推移をし、経済社会活動が低迷する中、その回復を図るため、国においては、原油価格物価高騰等総合緊急対策に向けた補正予算を成立させ、地方創生臨時交付金に上乗せ交付をされております。

本町における原油価格及び物価高騰等対策につきましては、氷川町施設園芸燃油価格高騰対策支援事業といたしまして、施設園芸作物は8品種、トマト、

ミニトマト、いちご、メロン、不知火、スナップエンドウ、ナス、花きの生産にかかる燃油代の一部を補助し、生産者の負担を軽減することといたしました。

氷川町工芸作物燃油価格高騰対策支援事業として、工芸作物2品種、い草、葉たばこの生産にかかる燃油代の一部を補助し、生産者の負担を軽減することといたしております。

コロナ禍おける物価高騰に直面する学校給食費の負担軽減のため、補助を行い、保護者の負担を軽減することといたしました。

それぞれの予算につきましては、今回の補正予算で提案させていただいておりますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

さて、本町を含む九州北部地方の梅雨入りが例年より遅れて、一昨日、11日に発表されましたが、これから本格的な雨期を迎え、水害及び土砂災害等につきましては、警戒を怠らず留意するとともに、大きな災害が発生しないことを念じているところでございます。

本町の防災対策事業につきましては、まず昨年、警戒レベルの見直しを行いました。「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化されました。「避難準備」を廃止して、「高齢者避難」と名称が変更されました。住民自ら命を守る行動及び行政が住民に行動を促す情報の、基準の見直しを行いました。昨年8月の豪雨の際には、「避難指示」を発令いたしました。避難をされた皆さま方は皆無でございました。「避難指示」は、全ての皆さんが避難をしなければならぬ指示ですが、まだそれが行き届いていないということ、改めて痛感したところでございまして、課題が残ったということでございます。この点につきましては、今後、住民の皆さん方にしっかり啓発をし、普及をしていきたいと考えております。

地区防災計画は、町内39地区全ての、今年度の見直しが完了いたしました。計画に沿った地区ごとの訓練を実施し、また、区長会議及び消防団幹部会議でも、その依頼をしたところでございます。

先ほど言いましたとおり、まずは、自らの命は自ら守っていただく、そういう行動を、それぞれが行っていただきますように、しっかりと啓発をしていきたいと思っております。災害を未然に、また、最小限に防ぐためには、自分の身は自分で守る、自分たちの町は自分たちで守る、という意識のもとに、常に危機感、管理意識を持つことが必要であります。

あわせて、有事の際の迅速、的確な対応が最も重要でありまして、そのことが安心安全な暮らしにつながるものと考えております。

今後とも、危機管理体制を強化するとともに、各地区の自主防災組織の活動支援を継続していきたいと思っております。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、報告3件、承認4件、条例の一部改正2件、令和4年度氷川町一般会計補正予算2件、その他2件、諮問2

件でございます。

報告第1号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、報告第2号は、令和3年度氷川町繰越し明許費繰越し計算書(一般会計)について、報告第3号は、令和3年度氷川町事故繰越し繰越し計算書(下水道事業特別会計)でありまして、この後、それぞれ担当課長より報告をさせます。

承認第4号は、専決処分した氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告し、承認を求めるものでございます。

承認第5号は、専決処分した氷川町税条例等の一部を改正する条例について報告し承認を求めるものであります。

承認第6号は、専決処分した令和3年度一般会計補正予算(第11号)について、報告をし、承認を求めるものであります。

承認第7号は、専決処分した令和4年度一般会計補正予算(第1号)について、報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第25号は、氷川町における差別に関する相談体制の充実と、具体的な施策を明記するため、氷川町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の介護保険料の減免措置に対する財政支援期間が延長されたため、氷川町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第27号は、令和4年度氷川町一般会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ1億2,499万8,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ69億9,733万8,000円とするもので、ございます。

歳入の主な予算として、国庫支出金4,865万1,000円。県支出金3,921万8,000円。繰越金2,610万5,000円です。

歳出の主な予算は、土木費6,092万円、農林水産業費3,921万8,000円、民生費1,103万7,000円であります。

議案第28号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、議決を求めるものでございます。

議案第29号は、氷川町竜北西部学童保育所建設整備工事請負契約の締結について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号は、令和4年度氷川町一般会計補正予算(第3号)でありまして、歳入歳出それぞれ5,553万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ70億5,286万8,000円とするものでございます。

歳入の主な予算として、国庫支出金5,241万2,000円。繰越金311万8,000円。

歳出の主な予算は、民生費3,141万2,000円、農林水産業費1,89

7万2,000円、教育費514万6,000円であります。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、報告第1号から順次、詳細説明を求めます。

農業振興課長、増住豪二君

○農業振興課長（増住豪二君） それでは報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、地方自治法243条の3第2項の規定により、令和3年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について別紙のとおり報告いたします。

まず、事業年度であります令和3年度、営業計画の結果からご報告いたします。

資料の2ページをご覧ください。

直売所の①につきましては、出荷者7名が退会された一方で新規に入会された方が3名ありました。売行き具合に応じて売場の整理、前出しを行い、売れ残りを削減することで出荷意の向上に努めました。

③につきましては、JAやつしろルートを活用し、トマト、いちご、しょうがを中心に取引を行っています。また、JA芦北との取引も進んでいます。

④⑤につきましては、テレビCMを活用し、梨や晩白柚の時期に合わせ、集中的に効果的なPRを行い、集客力の向上に努めました。また随時、旬の情報をホームページやフェイスブックに投稿し、情報発信を行っています。

資料の3ページをご覧ください。

農家レストランの①につきましては、生産者の出荷物を優先、積極的に活用しています。また、当日使用する農産物名、生産者名など生産者情報を店頭に表示し、お客様の信頼性の向上に努めました。

②につきましては、話題性とクオリティを高めた、「男前ちゃんぽん」を考案し、販売いたしました。各種メディアでも取上げられ、その味と量目で話題になり、集客に貢献しています。

次に、おやつ工房の②につきましては、もち粉を使った「もちっこアイス」と、「晩白柚もなか」の皮を合わせた「もちっこモナカアイス」を開発し、氷川町の特産品を生かしたオリジナルスイーツとして販売しました。

資料の4ページをご覧ください。

特産品加工事業につきましては、コロナ禍により、積極的な対外的な営業活動が出来ない状況にありました。SNSでのリモート営業や、行政など関係機

関からの支援を受けながらの商談、営業を続けています。八代市、芦北町、氷川町で展開する、シトラス観光圏推進事業への参画や、熊本県農産物加工食品コンクールにおいて、晩白柚もなかが入賞したことなどにより、大手商社、大手卸売業者との具体的な商談や取引も進んでいます。

続きまして当期の収支をご報告いたします。

7ページの損益計算書をご覧ください。

金額欄の数字をご覧ください。上から2段目の数字が、売上高合計になりますが、1億8,283万4,667円に対して、在庫や経費を引いたものが、上から10段目の営業損失金額、1,248万5,965円になります。この額に営業外の収益や費用を派遣したものが、下から4段目の経常損失金額、1,178万3,044円になります。この額に法人税等を差し引いて当期純損失金額は1番下の1,196万5,647円となっております。

次に、6ページの貸借対照表をご覧ください。

右下、純資産の部で前期までの繰越金額に、当期純損失1,196万5,647円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益剰余金は2,140万1,223円となっております。よって、純資産は資本金と合わせ下から2段目の、4,290万1,223円を保有しております。

最後に9ページをご覧ください。

これは、決算をまとめたもので、売上と販売費及び一般管理費を項目別に計上しております。なお、1,000円以下は省略します。売上に関しましては、上の表になります。

前年度の比較で主なものは、直売所で前年比伸び率が93.2パーセント、1億807万円となりました。これは、コロナ禍における、長引く自粛生活の影響で、日常使いの農産物の販売は堅調に推移した一方で、花きやギフト商品など、嗜好性の高い商品の買い控え等により、売上が伸び悩みました。

レストランは、前年比伸び率が121.1パーセント、3,097万円となりました。コロナ禍によりレストランの利用客数の減少や、座席数の制限など、感染対策を徹底しての営業となりました。新メニュー、「男前ちゃんぽん」の投入など、各種メディアを活用することで、売上の増加につながりました。

加工センターは前年比伸び率が120.6パーセント、1,540万円となりました。コロナ禍にあつてSNSによるリモート営業や、官民協働の施策への積極的な参画により、大手商社、その具体的な商談や新たな取引も始まり、売上の増加につながっています。

次に、販売費及び一般管理費に関しては、下の表になります。

前年比較で主なものは、4段目の雑給は45万円少なくなり、154万円。これは、アルバイトの削減により賃金が減少したためです。

9段目の荷造運搬発送費は、47万円少なくなり、1,575万円。これは、

J Pカタログ販売の低迷など、商品の注文数が減少したことによるものです。

10段目の広告宣伝費は、220万円少なくなり、670万円。これは令和2年度に受託しました町の農産物PR販売促進事業が終了したことにより、減少したものです。

17番目の修繕費は、54万円多くなり78万円。これは冷蔵ケース、レストランの器具等の修繕が多くなったことにより、増加したものです。

販売費合計は、下から8段目で1億3,304万円になっています。

最終損益は7ページでも説明しましたが、1番下の、1,196万円の赤字となっています。以上、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について、報告を終わります。

-----○-----

### 報告第 2号 令和3年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 報告第2号、令和3年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について、別紙のとおりご報告いたします。

1枚開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。

令和3年度に議決いただきました住民基本台帳システム改修事業ほか、10事業、翌年度繰越額合計1億8,310万円です。財源内訳としましては、未収入特定財源の国県支出金、1億1,306万5,000円。地方債、3,970万円。一般財源が3,033万5,000円となっています。これで、報告第2号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 報告第3号、令和3年度氷川町事故繰越し繰越計算書（下水道事業特別会計）について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

1枚開けていただきまして、次のページの繰越し計算書をご覧ください。

5款、5項、公共下水道事業費、事業名、氷川町公共下水道管路改築更新修繕工事で、事業費1億1,355万8,000円のうち、6,235万円を令和4年度に繰り越すものです。財源内訳としましては、既収入特定財源760万7,000円、地方債でございます。未収入特定財源としまして、国県支出金1,032万8,000円、地方債430万円、一般財源4,011万5,000円となっております。以上で、報告第3号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 承認第4号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおりご報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

専決第3号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の見直しでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項、基礎課税額分の賦課限度額を63万円から65万円に改め、同条第3項、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を19万円から20万円に改めます。また、第22条の7割、5割、2割の軽減に係る減額についても同様に改めます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、4月1日の施行で、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものでございます。これで、承認第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 承認第5号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおりご報告し、承認を求めるものでございます。

承認第5号の主な改正内容といたしましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行の評価額5パーセントを2.5パーセントとするもの、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除し切れなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5パーセントの控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除する期間の延長など、法律改正に伴うものでございます。

なお、税条例の改正内容は、令和4年4月1日から施行する必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律が、3月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されました。町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付専決処分したものでございます。以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 承認第6号から承認第7号まで、続けて説明いたします。

まず、承認第6号、専決処分の報告及び承認についてご説明します。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

専決第5号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第11号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億8,683万6,000円とするものです。

7ページの歳出をご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、11節、役務費、9万7,000円は、ふるさと応援寄附金の寄附件数の増加に伴い、寄附受領証明書送付用郵便料に不足が見込まれたため、増額したものです。

77目、森林環境譲与税基金費、24節、積立金、141万3,000円は、3年度中に交付された譲与税交付金を基金に積み立てたものです。

85款、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金1,329万円は、歳入に予算計上していますふるさと氷川応援寄附金を基金に積み立てたものです。

続きまして、歳入をご説明します。

6ページをご覧ください。

80款、5項、寄附金、5目、5節、一般寄附金、1,329万円は、ふるさと応援寄附金で、寄附の増額が見込まれたため、計上したものです。

99款、5項、町債、15目、農林水産業債、5節、公共事業等債、330万円は、団体営農業農村整備事業の財源として、当初予定していました一般補助施設整備等事業債から、交付税措置の有利な公共事業等債に組替えたものです。

以上が専決第5号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第11号）の内容です。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものです。これで、承認第6号の説明を終わります。

続きまして、承認第7号、専決処分の報告及び承認についてご説明します。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月20日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

専決第6号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第1号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,072万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ68億7,234万円とするものです。

7 ページの歳出をご覧ください。

10 款、総務費、5 項、総務管理費、5 目、一般管理費、25 節、寄附金、50 万円は、ウクライナ避難民の方々への人道的支援として義援金を熊本県町村会が取りまとめ、在日ウクライナ大使館へ送ったものです。

20 款、衛生費、5 項、保健衛生費、10 目、予防費、10 節、需用費から、次の8 ページ、13 節、使用料及び賃借料までの、目、補正額、3,022 万円は、新型コロナウイルスワクチン4 回目接種にかかる費用で、財源を全額国費とし、接種対象者を、3 回目接種から5 カ月経過した方で60 歳以上の方と、18 歳以上60 歳未満で基礎疾患等を有する方とするもので、約5,300 人を見込むものです。

続きまして、歳入をご説明します。

6 ページをご覧ください。

65 款、国庫支出金、5 項、国庫負担金及び、10 項、国庫補助金は、それぞれ、新型コロナウイルスワクチン4 回目接種に係る財源とするものです。

以上が、専決第6 号、令和4 年度氷川町一般会計補正予算（第1 号）の内容です。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。これで、承認第7 号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第25 号、氷川町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町におけるあらゆる差別をなくすことを目指す条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96 条第1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、部落差別の解消の推進に関する法律、その他差別の解消を目的とした法令の趣旨を踏まえ、あらゆる差別に関する相談体制の充実に努めるなどの、具体的な施策を明記することにより、引き続き、差別のない町づくりを推進するため、改正するものでございます。

改正内容について、新旧対照表でご説明いたします。

第1 条に、部落差別の解消の推進に関する法律、その他差別の解消を目的とした法令の趣旨を追加し、目的を具体的に明記いたしました。

第4 条に第2 項を追加し、施策の推進に当たり、必要に応じ、国、県及び関係団体と連携を図り、国が行う実態調査等に協力するものとする、としております。

また、第5 条を追加し、相談体制の整備について、相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるもの、としております。

このほか、字句及び条ずれの改正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。これで、議案第25号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第26号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料の減免措置に対する財政支援期間が延長されたため、条例の一部を改正するものです。令和4年3月31日を令和5年3月31日に改めることにより、減免期間を令和4年度に延伸を行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和4年4月1日から適用するものです。これで、議案第26号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第27号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和4年度氷川町一般会計補正予算第2号を別紙のとおり定めるため、地方自治法96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,733万8,000円とするものです。

4ページをご覧ください。

第2表、地方債補正です。土木債の限度額を、3,860万円に変更するものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、13目、振興局費、18節、負担金補助及び交付金、200万円の一般コミュニティー助成事業助成金は、若洲地区が取り組む外国人技能実習生との交流による地域づくりに対する助成金で、一般財団法人自治総合センターの実施する助成事業を活用するものです。

15目、企画費、7節、報償費、30万円、翻訳等謝礼は、竜北西部学童保育所建設事業に寄附等でご支援いただいている平岡ルイス様との協議、連絡等に要するスペイン語の翻訳に係る費用です。

10節、需用費、68万3,000円は、広報ひかわの印刷製本費で、4月

初めに実施しました入札が、原材料費や物流コストの高騰により、不落となったため、予算を見直し、増額するものです。

30目、情報推進費、12節、委託料、92万4,000円、情報システムの標準化共通化対応業務委託料は、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、書体を統一化するためのシステム改修費用です。

10ページをご覧ください。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、10節、需用費、11万6,000円から、18節、負担金補助及び交付金、1,000万円までの計上分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために、子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を支給するもので、対象者を200人と見込み、事業に係る財源を全て国の補助金とするものです。

11ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金、3,921万8,000円のうち、強い農業づくり総合支援事業補助金、3,649万2,000円は、天候に左右されない低コストの施設導入による作物の安定生産と、担い手農家の育成を推進するためのもので、施設園芸用の低コスト耐候性ハウスの導入費用の2分の1を、国が県を通して補助するものです。

また、新規就農者総合対策事業経営開始資金補助金、225万円は、就農直後の経営確立のための資金補助を行うもので、資金全額を、国が県を通して補助するものです。

30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金、724万5,000円、営業時間短縮要請協力金事業負担金は、熊本県が、新型コロナ感染拡大防止対策として、営業時間の短縮要請に応じていただいた飲食店に協力金を支給する事業の市町村負担金で、市町村ごとの協力金支給見込額の10分の1を負担するものです。事業は、申請受付から交付まで、県が主体となり実施するもので、町内の対象を28店舗見込んでいます。

12ページをご覧ください。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、14節、工事請負費、300万円、通学路緊急対策工事は、国の交通安全対策事業補助金の内定による計上で、干拓道路線ほか3路線を対象とした外側線工事です。

15目、道路新設改良費、14節、工事請負費、4,700万円は、社会資本整備総合交付金の内示による町道北川反甫北鹿野線道路改良工事ほか1路線の工事費で、21節、補償補填及び賠償金981万円は、14節計上の2路線の工事に伴う補助金です。

13ページをご覧ください。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、12節、委託料57万8,000円、植栽等管理委託料は、竜北東小学校正門付近のくすのき3本の落ち葉、落ち枝が近隣民家に影響があるため、伐採するものです。

14ページをご覧ください。

45款、教育費、20項、社会教育費、10目、公民館費、18節、負担金補助及び交付金、89万5,000円、地区集会所施設等建築費補助金は、西上宮地区公民館の修繕に係る町費補助金です。

次に、歳入の主なものについてご説明します。

7ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉補助金、1,096万3,000円。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、子育て世帯生活支援特別給付金の財源とするもので、25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金、3,761万7,000円は、通学路緊急対策工事、町道北川反甫北鹿野線道路改良工事ほか1路線の財源とするものです。

70款、県支出金、10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金、3,921万8,000円は、農業振興費に計上しています事業の財源とするものです。

8ページをご覧ください。

95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入の一般コミュニティー助成事業助成金200万円は、同名助成事業の若洲地区の地域づくりに係る財源です。

99款、5項、町債、20目、土木債、7節、公共事業等債、1,610万円は、道路新設改良事業の財源とするものです。これで、議案第27号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第28号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、小国町他一ヶ町公立病院組合が、小国郷公立病院組合に名称を変更したことにより、別表第1及び別表第2を改めるものでございます。

なお、この規約は知事の許可のあった日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。これで、議案第28号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第29号から議案第30号まで、続けてご説

明します。

まず、議案第29号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

氷川町竜北西部学童保育所建設整備工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものです。

契約金額を、1億2,100万円とし、契約の相手方を、熊本県八代郡氷川町鹿島745番地4、株式会社上村工業、代表取締役上村幸義様とするものです。

提案理由といたしましては、氷川町竜北西部学童保育所建設整備工事請負契約の締結については、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものです。これで、議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号、令和4年度氷川町一般会計補正予算第3号について、ご説明します。

令和4年度氷川町一般会計補正予算第3号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,553万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ70億5,286万8,000円とするものです。

歳出の主なものについて説明いたします。

7ページをご覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、10節、需用費、13万1,000円から、18節、負担金補助及び交付金、3,000万円までの計上分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、令和4年の住民税非課税世帯等に対して、生活を支援するために、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯当たり10万円を給付するものです。令和3年度の同名給付金を受け取っている世帯は対象とならず、今回の対象者を約300世帯と見込み、事業に係る財源を全て国の補助金とするものです。

8ページをご覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金、1,897万2,000円の施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金と、工芸作物燃油価格高騰対策支援事業費補助金は、コロナ禍における燃油価格等の高騰により、トマト、いちごなどの施設園芸や、い草、葉たばこの耕作作物の生産者の経営に大きな影響が予想されるため、その生産者の負担の軽減を図るため、燃油代の一部を補助するもので、財源を、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金原油価格物価高騰対応分とす

るものです。

45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費、18節、負担金補助及び交付金、74万9,000円の氷川町及び八代市中学校組合負担金と、45款、教育費、25項、保健体育費、15目、学校給食費、18節、負担金補助及び交付金、439万7,000円の学校給食費補助金は、コロナ禍における物価高騰による保護者の負担軽減のため、給食費への補助を行うもので、財源を、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金原油価格物価高騰対応分とするものです。

次に、歳入の主なものについて説明します。

6ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金2,100万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、農業振興費と教育費に計上しました原油価格物価高騰に対応する事業の財源とするものです。

また、10目、民生費国庫補助金、5節、社会福祉費補助金、3,141万2,000円の、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金は、同名給付金の財源とするものです。これで、議案第30号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号についてご説明いたします。

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町大野1575番地、氏名、古閑賢治、生年月日、昭和31年4月3日生まれでございます。同氏は、長年、中学校教師として奉職をされ、退職と同時に、氷川町学校給食調理場の責任者として職務を遂行されました。在職中は、教育の現場で同和問題や人権啓発活動等に携わられ、精通をされております。これらの経験や実践により、お互いの人格や個性を尊重し、支え合うことの大切さを伝える人権擁護委員として活躍が期待出来ますので、候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めます。

続きまして諮問第2号についてご説明いたします。

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町鹿島1485番地8、氏名、尾下眞奈美、生年月日、昭和35年4月19日生まれでございます。同氏は、民間企業の経理及び総務の経験があり、職務を通して人権問題について学び、お互いの人格や個性を尊重し支え合うことの大切さを伝え、実践されてこられました。これらの経験を基に、中立公正な立場で人権思想の普及高揚への活躍が期待出来ますので、人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものでご

ざいます。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

ここで11時10分まで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。承認第4号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第5号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第6号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第7号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 9ページ、10款総務費、30目情報推進費、12節委託料の、先ほどの情報システムの標準化は、今、言われている17業務の関係のことなんでしょうか。課長、もう少し詳しく説明してください。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） ただいまの標準化・共通化対応業務委託料でございますが、議員がおっしゃったとおりの、標準化に向けた仕様書で示された書体に変更するものでございます。ただ、継続的には、町の業務全体がこの統一された文字に変更になると考えております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

- 6番(吉川義雄君) 委員会でもう少し詳しくお伺いしたいと思っておりますが、今は、システムの一元化が進められていますが、その中で、いろんな課題も出てきているとされています。このシステムについて、個人情報の問題がかなり言われていますが、今回の委託ではそういうものも入ってくるのでしょうか。あとは委員会で結構ですが、これがどこまで進んでどうなるのか、もう少し流れを聞かせていただきたいということを要望します。
- 議長(米村 洋君) 総務課長、濤岡美智代さん。
- 総務課長(濤岡美智代さん) ただいまの業務委託につきましては、文字を統一するという委託でございますので、個人情報に関係するものにつきましては、この委託料には入ってございません。以上です。
- 議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第29号について質疑ありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、次に議案第29号について質疑ありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、議案第30号について質疑ありませんか。  
上田俊孝君。
- 7番(上田俊孝君) 7ページの、13節住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金について、もう1回確認します。300世帯となっておりますが、そこに生活保護者は入るのでしょうか。
- 議長(米村 洋君) 福祉課長、岩本博美さん。
- 福祉課長(岩本博美さん) 生活保護世帯につきましては、同じ非課税世帯になりますので、該当になる分だと把握しております。
- 議長(米村 洋君) 上田俊孝議員。
- 7番(上田俊孝君) 支給日はいつ頃になりますか。
- 議長(米村 洋君) 福祉課長、岩本博美さん。
- 福祉課長(岩本博美さん) 12月31日までを支給日としておりますので、申請があり次第、支給するようなかたちになります。
- 7番(上田俊孝君) はい、わかりました。
- 議長(米村 洋君) ほかにありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
お諮りします。

ただいま議題となっております、承認第4号から議案第30号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって承認第4号から議案第30号までは議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時18分